

平成26年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成26年9月24日（水）

議 事 日 程（第5号）

平成26年9月24日午前10時開議

日程第 1 委員長報告 議案第94号ないし議案第124号

請願第3号

日程第 2 議案第125号 常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 3 議員提案第5号 平成26年産米の大幅な価格下落に対する緊急対策を求める意見書の提出について

日程第 4 議員派遣について

日程第 5 所管事務調査及び閉会中の継続調査について

追加日程 議員提案第6号 教育予算の拡充を求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第 1 委員長報告（討論・採決）

日程第 2 議案第125号（提案理由説明・採決）

日程第 3 議員提案第5号（提案理由説明・採決）

日程第 4 議員派遣について（採決）

日程第 5 所管事務調査及び閉会中の継続調査について（採決）

追加日程 議員提案第6号 教育予算の拡充を求める意見書（提案理由説明・採決）

出席議員

11番	深 谷 秀 峰 議 長	10番	菊 池 伸 也 副議長
1 番	諏 訪 一 則 議 員	2 番	井 坂 孝 行 議 員
3 番	藤 田 謙 二 議 員	4 番	赤 堀 平二郎 議 員
5 番	木 村 郁 郎 議 員	6 番	深 谷 渉 議 員
7 番	鈴 木 二 郎 議 員	8 番	平 山 晶 邦 議 員
9 番	益 子 慎 哉 議 員	12番	高 星 勝 幸 議 員
13番	成 井 小太郎 議 員	14番	茅 根 猛 議 員
15番	福 地 正 文 議 員	16番	川 又 照 雄 議 員
17番	後 藤 守 議 員	18番	黒 沢 義 久 議 員
19番	高 木 将 議 員	20番	宇 野 隆 子 議 員

説明のため出席した者

大久保 太 一 市 長	宮 田 達 夫 副 市 長
中 原 一 博 教 育 長	植 木 宏 総 務 部 長
加 瀬 智 明 政 策 企 画 部 長	荻 津 一 成 市 民 生 活 部 長
西 野 千 里 保 健 福 祉 部 長	滑 川 裕 農 政 部 長
檜 村 浩 治 商 工 観 光 部 長	生 田 目 好 美 建 設 部 長
斎 藤 広 美 会 計 管 理 者	井 坂 光 利 上 下 水 道 部 長
福 地 壽 之 消 防 長	山 崎 修 一 教 育 次 長
宇 野 智 明 秘 書 課 長	笹 川 雅 之 総 務 課 長
大和田 隆 監 査 委 員	

事務局職員出席者

吉 成 賢 一 事 務 局 長	榊 一 行 事 務 局 次 長
金 子 充 議 事 係 長	

午前 10 時開議

○深谷秀峰議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 20 名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○深谷秀峰議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 委員長報告

○深谷秀峰議長 日程第 1，委員長報告を行います。

議案第 94 号から議案第 124 号並びに請願第 3 号，以上 32 件を 1 括議題として各常任委員会及び決算特別委員会の審査の経過並びに結果について，各常任委員長及び決算特別委員長の報告を求めます。

総務委員長高星勝幸議員の報告を求めます。高星勝幸議員。

〔総務委員長 高星勝幸議員 登壇〕

○総務委員長（高星勝幸議員） おはようございます。総務委員会の審査の結果について，お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成 26 年第 4 回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件について，審査の結果を常陸太田市市議会会議規則第 110 条の規定によりご報告いたします。

事件番号，件名，審査結果の順にご報告いたします。

議案第 99 号常陸太田市行政組織条例及び常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部改正

について、原案可決すべきものと決定。

議案第１００号常陸太田市火災予防条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第１０３号市有財産の処分について、原案可決すべきものと決定。

議案第１０５号茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について、原案可決すべきものと決定。

議案第１１９号平成２６年度常陸太田市一般会計補正予算（第５号）について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 次、文教民生委員長深谷渉議員の報告を求めます。深谷渉議員。

〔文教民生委員長 深谷渉議員 登壇〕

○文教民生委員長（深谷渉議員） 文教民生委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもってご報告させていただきます。平成２６年第４回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第１１０条及び１４３条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査の結果の順にご報告をいたします。

議案第９４号常陸太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第９５号常陸太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第９６号常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第９８号常陸太田市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の全部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第１０１号常陸太田市保育所における保育に関する条例の廃止について、案可決すべきものと決定。

次のページに参りまして、議案第１０２号梅津会館設置及び管理に関する条例の廃止について、原案可決すべきものと決定。

議案第１２０号平成２６年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第１２１号平成２６年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第１２２号平成２６年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第１号）について、原案可決すべきものと決定。

請願第３号教育予算の拡充を求める請願、採択すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 次に、産業建設委員長木村郁郎の議員の報告を求めます。木村郁郎議員。

〔産業建設委員長 木村郁郎議員 登壇〕

○産業建設委員長（木村郁郎議員） 産業建設委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもってご報告させていただきます。平成26年第4回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第97号常陸太田市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第104号水郡線谷河原・常陸太田間谷河原踏切歩道設置工事委託契約の締結について、原案可決すべきものと決定。

議案第106号常陸太田市道路線の廃止について、原案可決すべきものと決定。

議案第107号常陸太田市道路線の変更について、原案可決すべきものと決定。

議案第108号常陸太田市道路線の認定について、原案可決すべきものと決定。

議案第123号平成26年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

次のページに参りまして、議案第124号平成26年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 次に、決算特別委員長高星勝幸議員の報告を求めます。高星勝幸議員。

〔決算特別委員長 高星勝幸議員 登壇〕

○決算特別委員長（高星勝幸議員） 決算特別委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成26年第4回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査の順にご報告をいたします。

議案第109号平成25年度市常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第110号平成25年常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第111号平成25年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第112号平成25年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第113号平成25年常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第114号平成25年常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、

原案認定すべきものと決定。

次のページに参りまして、議案第１１５号平成２５年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第１１６号平成２５年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第１１７号平成２５年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案可決及び認定すべきものと決定。

議案第１１８号平成２５年度常陸太田市工業用水道事業会計決算の認定について、原案認定すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○深谷秀峰議長 これより討論を行います。

議案第９４号、議案第９５号、議案第９６号、議案第１０９号、議案第１１０号、議案第１１１号、議案第１１２号、議案第１１８号、以上８件について、討論の通告がありますので発言を許します。２０番宇野隆子議員。

〔２０番 宇野隆子議員 登壇〕

○２０番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。私は、議案１０９号平成２５年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定についてを初め、議案１１０号平成２５年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案１１１号平成２５年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案１１２号平成２５年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案１１８号平成２５年度工業用水道事業会計決算の認定について、議案９４号常陸太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案９５号常陸太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案９６号常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育の運営に関する基準を定める条例の制定について、以上８件について反対する立場から討論を行います。

議案１０９号一般会計決算です。不用額が５億５,８５５万５,７６４円生じております。そのうち民生費１億３,２３５万２,２０６円、土木費７,８２１万６,２７４円、消防費３,３４１万３,６５１円、教育費１億５,００９万９,１０６円などが主なものとして挙げられます。

市民生活と営業に直結した予算が使い残されております。市民生活を守る積極的な施策を、財源がないからできないという理由でやらなかったり後回しにすることは認められません。例えば、小中学校の教室にエアコンの設置を計画的に整備すること、また、８０歳に達した高齢者への敬

老祝い金の支給、これらは継続できたはずです。

市税の収入率では、現年度課税分で98.2%，滞納繰越分で30.9%，全体で94.5%となりました。前年度の収入率より7ポイント増になっております。相当の職員の取り組みがあったことだろうと思います。その取り組みの中で、差し押さえた物件が不動産で58件、預貯金194件、生命保険64件、その他で合計350件に上っております。前年度の244件に対して106件の増になりましたが、差し押さえの物件の理由として、財産過剰となるものとの説明がありました。

全国的に今、行き過ぎた収納の強化、これが問題になっている自治体もあります。私は、自治体の本来の責務にのっとり、住民の生活実態をよく聞き、生活再建など親身になって対応する相談及び収納活動に取り組んでほしいと思います。そういうためにも、茨城租税債権管理機構は廃止すべきです。

財政調整基金ですが、平成20年度で29億円になっております。平成24年度までの5年間で15億円基金の積み立てが行われておりまして、平成24年度末で44億7,000万円となります。平成25年度の決算で約2億7,000万円積み増しされて、財政調整基金の積立額が約47億5,000万円に上っております。

合併算定替えにより、平成27年度から平成32年度までに、20億5,000万円が段階的に減額となるため、基金を積み立てているという主な理由が説明されておりますが、この財政調整基金は自由に使える普通預金です。市民の切実な要望にこそ、基金を使うべきではないかと思います。高過ぎて払いきれない国保税の引き下げなどに活用すべきです。

職員の給与が引き下げられ、職員数も減りました。正職員を臨時職員で代替することは、行政水準を維持する観点からも慎重にすべきであり、定数適正化計画に基づく職員削減は、行政の停滞につながります。福祉も防災もそれを支えるのは人の力、マンパワーです。オーバーワークによる職員の健康被害のないよう適切な対処を求めます。

次に、議案110号国民健康保険特別会計の決算です。

国保税が高過ぎて払いたくても払いきれない深刻な状況にあることは、依然として変わっておりません。国保加入世帯8,500世帯のうち、所得200万円未満の世帯はほぼ80%を占めており、そのうちの多くの加入世帯が法定減免を受けております。

国民皆保険と言われてスタートした国民健康保険ですが、今では非正規労働者が増え、その非正規の人たちが国保に入ってきております。雇用は不安定化し、所得は低下し、社会保障の前提条件が崩れてきている中で、国保が低所得の人たちの受け皿になっております。

国保財源に占める国庫支出金の割合は、40年前の6割近くから現在25%ぐらいまで低下しております。国の負担をもとに戻し、国保税を誰もが払える水準に引き下げることが必要です。高過ぎる国保税は容認できません。

また、国保は社会保障制度であり、加入しているのは市民です。一般会計法定外繰り入れを行い、市が財政支援をすることは当然なことだと思います。

市は滞納している世帯に短期保険証と資格証明書を発行しております。実態をよく調査して、

資格証明書は発効をすべきではないと思います。

特定健診の1人1,000円の負担金は無料にして、特定健診の大切さを働きかけながら、予防可能な疾病を予防し、医療費の増加を防ぐべきです。決算特別委員会の審査の中で要望しましたが、早期発見、早期治療の観点から、保健事業の拡充、人間ドック等の受診の拡充を求めます。

次に、議案111号平成25年度後期高齢者医療特別会計の決算です。

高齢化が進み医療費給付が増加すれば、自動的に保険料も値上げされる仕組みになっていることから、年金で暮らしている高齢者にとってますます不安が高まります。75歳以上を別枠にして高齢者の医療費を削減しようとする差別的な医療制度は認められません。後期高齢者医療制度は速やかに廃止すべきであるという立場から反対をいたします。

次に、議案112号平成25年度介護保険特別会計の決算です。

現年度分の保険料滞納者数は197人となっています。滞納繰越分では、認定額1,128万5,100円に対して、収入済み額が193万1,300円、認定額の17.1%、不能欠損額が342万8,800円、認定額の30.4%、収入未済額592万5,000万円、認定額の52.5%と決算となっております。

少ない年金からでは生活するのが精いっぱい、介護保険料まで払えない状況にあります。滞納した場合、1割負担の利用料が3割負担となり、介護保険制度があっても介護なしの状況に置かれることになります。お金の心配をせずに誰もが必要なサービスが受けられるような支援策を、国に対して国庫負担金を増やすようを求めます。

次に、議案118号平成25年度工業用水道事業会計決算についてです。

給水事業所数は前年度と同様で3社となりました。一般会計からの繰り入れが、補助金として1,192万500円及び出資金として2,889万6,000円となっております。多額の繰り入れによって事業が成り立っており、企業会計として認められません。

次に、議案94号常陸太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてです。

この条例案について、第1に、学童保育には市町村の要綱があり、事業の基準だけを条例にして加えるのは体系上問題があるとして、放課後児童健全育成条例にすることを求めました。

第2に、最低基準の目的等に、「市だけでなく、放課後児童健全育成事業者に対して、財政支援を含め支援します」。これを加えることを求めます。

第3に、設備の基準について。児童の生活の場となる専用区画の面積が、児童1人につき1.65平米以上となっておりますが、これは保育所の乳児の基準であり、少なくとも1人当たり1.98平米以上とすべきであること。

第4に、職員について。子ども40人まで支援員は2人以上としておりますが、20人までが3人、21人から30人までは4人以上の支援員を配置すべきです。支援員は全員有資格者とすること。

第5に、開所時間及び日数についてです。1年につき250日以上となっておりますが、本市が実際実施しているレベル280日に改善することなど、提案と改善を求めました。

いずれにしても、条例の制定について、国の低い水準に合わせることは問題だと考えます。

議案第 9 5 号常陸太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてです。

この条例案は、子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、新たに導入される小規模保育、事業所内保育などの家庭的保育の各事業の認可基準を定めるものです。小規模保育所、家庭的保育、事業内保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、これらの事業は待機児童解消を目的として設置されます。今回示された認可基準は無認可保育所の保育者の資格要件が一部改善されるなど一定の評価はできますが、それでもなお現行の保育所基準を下回っており、保育に格差が持ち込まれることが懸念されます。

第 1 には、家庭的保育では、職員は全員市町村長が行う研修を受けたもので、国家資格の保育資格者でなくてもよいとなっております。各事業の保育者は、全て保育士資格とするべきです。本市の資格基準は、国が示した内容を踏襲、小規模保育事業の A 型以外は、保育者要件として保育士資格を必要とせず、市町村長が行う研修修了者で当たれる内容を含んでおります。

保育士資格者は 3 分の 1 でよいとされている認可外保育所での子どもの死亡事故率は、圧倒的に高くなっております。厚生労働省の調査で、2013 年の 1 年間における死亡事故件数が、認可保育所で 4 件、認可外保育所では 15 件となっております。入所児童数から換算すると、認可外は認可の実に 4.5 倍になります。認可保育所と比較すると、無資格者の多い認可外保育施設の死亡事故の件数は多く、リスクの高い無資格者の保育は避けるべきです。

第 2 に、給食に関してです。自園調理方式を基本としておりますが、小規模保育、家庭的保育や事業所内保育は、連携施設からの搬入も認められています。衛生面やアレルギー児の対応、子どもの体調に応じたきめ細やかな食事の提供のため、給食は自園調理を必要とし、調理員や調理室を設置するべきです。

第 3 に、ゼロ歳から 2 歳児の保育室面積基準が 1.65 平米以上となっております。いまだ日本の保育面積基準は諸外国と比較しても低く、子どもたちの発達を保障する観点からもさらなる拡充が必要です。

定員規模が小さいことを理由に、保育所等に比べて保育者の資格要件の緩和などが国基準に盛り込まれ、それがそのまま本条例になっております。私はその結果、施設事業によって保育に格差が持ち込まれることになってしまうと考えます。

以上、保育の質を低下させる条例案には反対をいたします。

次に、議案第 9 6 号常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてです。

本条例案は、国が示す子ども・子育て支援法の従うべき基準と参酌基準に基づいて、特定教育・保育施設の確認をするための運営基準を定めるものですが、この条例案は根本的問題を抱えていると思います。

保護者は、市が確認した特定教育・保育施設又は地域型保育事業と契約することにより保育を受けることになります。ところが、保護者が希望しても特定教育・保育施設が同意しない場合は、

不成立となって、保育を必要とする子どもが保育を受けることができるとは限りません。施設を利用できない場合や希望する保育条件より質の低下した条件の施設への入所を選択せざるを得ない事態になることも考えられます。

子ども・子育て支援法には、特定教育・保育施設は支給認定保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれは拒んではならないと、保育の応諾義務がうたわれております。

しかし、定員超過で申し込みがあった場合は、公正な選考をしなければなりません。正当な理由については、子ども・子育て会議の対応方針で、特別な支援が必要な子どもの状況と施設事業者の受け入れの状況と、施設事業者受け入れの能力と体制が難しい場合や、保育料の滞納、保護者とのトラブルなどが挙げられております。

障害児についても、加配や施設設備の状況を正当な理由とされたり、保育料の滞納が予想されたり、滞納実績がある保護者の場合も正当な理由となって応諾義務が除外されます。さらに、保護者とのトラブルでは、施設事業者がトラブルだと認識すれば、契約を結ばなくてもよいとされております。つまり、子ども・子育て支援法が施設事業者に負わせている応諾義務が実際に効力を発揮するかは大きな疑問です。このように、契約方式による利用方式は、契約がどうなるかは自己責任となり、保育難民が生まれることになります。

運営に関しても大きな課題があります。認定こども園や家庭的保育事業等は、給付金については施設型給付であり、使途制限がないため、人件費を抑制して利潤を生み出し、それを他の事業に使用することも可能となります。そのため、幼児保育の質の向上につながる制度とはいえません。

OECD保育白書は、保護者への直接的な補助金給付は、子どもへの最適な保育の提供にならないこと、職員の研修の改善や給与の改善に貢献せずに保育の質の向上にもつながらず、見た目だけのサービスなどが広がると、このように指摘をしております。

また、認定こども園、家庭的保育事業所等にとっては、保護者から保育料を直接徴収する、すなわち利用者と事業者との直接契約ですから、運営の財政基盤は、施設型給付費、地域型給付費に保育料を足して運営財源とする仕組みであるために、保育料の滞納は運営費に穴をあけることになります。園にとっては、安定的に運営ができなくなる危惧が払拭できないということです。

この新制度は、介護保険制度をモデルにしており、最大の特徴は、これまでの市町村の責任によって保育の提供する現物給付の制度を改め、利用者と事業者の直接契約を基点にする現金給付の仕組みへの変更です。したがって、市町村は保育の契約に介入することができないため、市の責任が後退して、保育の市場化に道が開かれることになる危険性があるということです。

私は、児童福祉法24条1項市町村の保育実施責任を最大限生かす、このことを求めて議案に反対をいたします。

以上8件について反対討論を行いました。

以上で討論を終わります。

○深谷秀峰議長 以上で討論を終結いたします。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

議案第 9 4 号常陸太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、議案第 9 4 号については、原案可決することに決しました。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

議案第 9 5 号常陸太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、議案第 9 5 号については、原案可決することに決しました。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

議案第 9 6 号常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、議案第 9 6 号については、原案可決することに決しました。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 7 号常陸太田市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について、議案第 9 8 号常陸太田市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の全部改正について、議案第 9 9 号常陸太田市行政組織条例及び常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第 1 0 0 号常陸太田市火災予防条例の一部改正について、議案第 1 0 1 号常陸太田市保育所における保育に関する条例の廃止について、議案第 1 0 2 号梅津会館設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第 1 0 3 号市有財産の処分について、議案第 1 0 4 号水郡線谷河原・常陸太田間谷河原踏切歩道設置工事委託契約の締結について、議案第 1 0 5 号茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について、議案第 1 0 6 号常陸太田市道路線の廃止について、議案第 1 0 7 号常陸太田市道路線の変更について、議案第 1 0 8 号常陸太田市道路線の認定について、以上 1 2 件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第97号から議案第108号まで、以上12件については原案可決することに決しました。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

議案第109号平成25年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、議案第109号については、原案認定することに決しました。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

議案第110号平成25年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、議案第110号については、原案認定することに決しました。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

議案第111号平成25年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、議案第111号については、原案認定することに決しました。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

議案第112号平成25年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、議案第112号については、原案認定することに決しました。

○深谷秀峰議長 お諮りいたします。

議案第113号平成25年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第114号平成25年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第115号平成25年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算について、議案第116号平成25年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、

議案第１１７号平成２５年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、以上５件のうち議案第１１３号から議案第１１６号までの４件については、委員長報告のとおり、原案認定、議案第１１７号については、委員長報告のとおり、原案可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第１１３号から議案第１１６号まで、以上４件については原案認定、議案第１１７号については原案可決及び認定することに決しました。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

議案第１１８号平成２５年度常陸太田市工業用水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、議案第１１８号については原案認定することに決しました。

○深谷秀峰議長 お諮りいたします。

議案第１１９号平成２６年度常陸太田市一般会計補正予算（第５号）について、議案第１２０号平成２６年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について、議案第１２１号平成２６年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、議案第１２２号平成２６年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第１号）について、議案第１２３号平成２６年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、議案第１２４号平成２６年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第１号）について、以上６件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第１１９号から議案第１２４号まで、以上６件については原案可決することに決しました。

○深谷秀峰議長 お諮りいたします。

請願第３号教育予算の拡充を求める請願については、委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第３号については、採択することに決しました。

日程第２ 議案第１２５号

○深谷秀峰議長 次に、日程第２、議案第１２５号常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選

任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 人事案件につきましてご提案を申し上げます。

議案第１２５号常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。平成２６年９月２６日提出、市長名でございます。

提案いたします氏名は、根本洋治氏でございます。住所は常陸太田市西河内下町１５６番地の２、生年月日は昭和３７年８月２３日でございます。

提案の理由につきましては、常陸太田市固定資産評価審査委員会委員でありました根本洋治氏が本年９月３０日をもって任期満了となりますので、その後任委員を選任するため、ご提案するものでございます。

根本洋治氏の略歴につきましては、ご参考までに付けてございますが、再任でございますのでお目通しをいただければと思います。

ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○深谷秀峰議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第１２５号常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第１２５号については、原案同意することに決しました。

日程第３ 議員提案第５号

○深谷秀峰議長 次、日程第３、議員提案第５号平成２６年産米の大幅な価格下落に対する緊急対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 7 番鈴木二郎議員。

〔7 番 鈴木二郎議員 登壇〕

○7 番（鈴木二郎議員） ただいまお許しをいただきましたので、お手元の議員提案第 5 号について、文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第 5 号平成 26 年産米の大幅な価格下落に対する緊急対策を求める意見書の提出について。上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第 99 条の規定により関係行政庁に意見書を提出するものとする。平成 26 年 9 月 24 日提出。提出者、常陸太田市市議会議員、鈴木二郎、賛成者、同じく藤田謙二、同じく高木将、同じく茅根猛、同じく高星勝幸、同じく益子慎哉、同じく深谷渉、同じく木村郁郎。

提案理由。政府においては、平成 26 年産米の大幅な価格下落に対する緊急対策を行うよう意見書をもって強く要望するものである。

次のページに参りまして、平成 26 年産米の大幅な価格下落に対する緊急対策を求める意見書（案）。

平成 26 年産米の買い取り価格は、玄米 60 キロ当たり 1 万円を割り込み、農業を基幹産業とする本市にとっては、今回のような急激な米価格の下落は地域経済に及ぼす影響が大きく、稲作農家は来年以降の水稻作付に大きな不安を抱いております。

また、近年、米の生産にかかるコストは、肥料や農薬、燃料の高騰などにより上昇しており、地域の水田農業を担ってきた農家に大きな負担となっております。

このような中で、この事態を放置すれば、担い手・後継者が米づくりを諦め、その結果地域の高齢化、農業人口の減少、過疎化が一層進行するとともに、畑に続いて水田の耕作放棄地が拡大すれば災害の拡大にも結びつき、長く築き上げてきた地域農業が崩壊しかねない問題であると危惧しています。

については、係る危機的な状況を改善し、稲作農家が希望と意欲を持ち安心して米づくりに取り組めるよう、下記事項について強く要望します。

記。

1、余剰米対策について。

国の責任において消費の拡大を図り、需給と価格の安定を図ること。

2、需要拡大対策について。

消費量の減退が余剰米発生の要因となることから、需要拡大対策を強力に進めること。

3、水田農業対策の確立について。

水田農業対策は、再生可能な制度設計と予算を明確にしつつ、全販売農家が参画できる万全な措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書の提出をいたします。平成 26 年 9 月 24 日、常陸太田市議会。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、地方創生担当内閣府特命担当大臣宛てとなります。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○深谷秀峰議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第5号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○深谷秀峰議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第5号平成26年度米の大幅な価格下落に対する緊急対策を求める意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第5号については、原案可決することに決しました。

日程第4 議員派遣について

○深谷秀峰議長 次に、日程第4、お手元に配付してあります議員派遣についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○深谷秀峰議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付してありますとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付いたしておりますとおりと決しました。

日程第5 所管事務調査及び閉会中の継続調査について

次に、日程第5、所管事務調査及び閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしてありますとおりに、総務委員会、文教民生委員会、産業建設委員会、議会運営委員会から、それぞれ閉会中の事務調査の申し出がありました。

○深谷秀峰議長 お諮りいたします。

各委員会の申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員会の申し出のとおり決しました。

○深谷秀峰議長 お諮りいたします。

ただいま議員提案第6号教育予算の拡充を求める意見書の提出についてが提出されました。

これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第6号を日程に追加し、議題といたします。

追加日程 議員提案第6号

○深谷秀峰議長 議案を配付いたします。

〔事務局議案を配付〕

○深谷秀峰議長 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 配付漏れなしと認めます。

提案理由の説明を求めます。6番深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 登壇〕

○6番（深谷渉議員） ただいまお許しをいただきましたので、お手元の議員提案第6号について、文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第6号教育予算の拡充を求める意見書の提出について。上記について、別紙のとおり決議し、地方自治法第99条の規定により関係行政庁に意見書を提出するものとする。平成26年9月24日提出。提出者、常陸太田市議会議員深谷渉。賛成者、同じく藤田謙二、同じく宇野

隆子，同じく高木将，同じく川又照雄，同じく菊池伸也，同じく諏訪一則。

提案理由。政府においては、きめ細かな教育実現のための少人数学級推進，教育の機会均等と水準の維持向上及び東日本大震災からの教育復興のため，教育予算を確保，充実されるよう意見書をもって強く要望するものである。

次のページに参りまして，教育予算の拡充を求める意見書（案）。

子どもたちに豊かな教育を保障することは，社会の基盤を作ることにとって極めて重要なことである。特に学級規模の少人数化は保護者などの意見募集でも小学１・２年生のみならず，各学年に拡充すべきとの意見が大多数である。地方は独自の工夫で学級規模の少人数化を進めてきているが，地方交付税削減の影響や厳しい地方財政の状況などから，自治体が独自財源で学級の少人数化を拡充することは困難な状況になっている。

また，東日本大震災等において，学校施設の被害や子どもたちの心のケアなど，教育の早期復興のための予算措置，早期の学校施設の復旧など政府として人的・物的な援助や財政的な支援に継続的に取り組むべきである。

したがって，教育予算を国全体として，しっかりと確保・充実させるため，次の事項を実現されるよう，強く要望する。

１つ，きめ細かな教育の実現のため，少人数学級を推進すること。

２つ，教育の機会均等と水準の維持向上を図るため，その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

３つ，震災からの教育復興のための予算措置を継続して行うこと。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。平成２６年９月２４日，常陸太田市議会。提出先は，内閣総理大臣，財務大臣，総務大臣，文部科学大臣，内閣官房長官宛となります。

以上，ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○深谷秀峰議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第６号については，会議規則第３７条第３項の規定により，委員会の付託を省略したいと思いますが，これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって，議員提案第６号については，委員会の付託を省略することに決しました。

○深谷秀峰議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませので、これにて討論を終結いたします。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第6号教育予算の拡充を求める意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第6号については、原案可決することに決しました。

○深谷秀峰議長 以上をもって、今期定例会の議事は、全て議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のご挨拶をお願いします。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 平成26年第4回の市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、平成25年度の各会計の決算認定を初め、それにかかわります指標の報告、条例の制定、改正及び廃止、市有財産の処分、谷野原踏切歩道設置工事委託契約の締結、茨城消防救急無線・指令センターの運営協議会規約の変更、市道路線の廃止、変更及び認定、平成26年度の一般会計及び特別会計の補正予算、そして人事案件の合計34件につきましてご審議をいただきました。

全案件につきまして、原案のとおり可決、認定、同意を賜り、まことにありがとうございました。議員の皆様のご慎重かつ熱心なご審議に対しまして、心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。また、審議の過程でいただきましたご意見やご要望、ご提言につきましては、それぞれの趣旨を十分に配慮して取り組んでまいりたいと存じます。

次に、今月10日の全員協議会でご報告いたしました大平町における太陽光発電施設の林地開発につきまして、その後の経過につきまして報告をさせていただきます。

9月11日に、県から市への開発に伴う意見照会がございました。県、施工業者及び市の担当部課が現地を確認をいたしまして、翌12日に庁内の関係部課が現地確認及び意見調整を行いまして、意見書を県北農林事務所へ提出をしたところでございます。

これを受けまして、県は、今月中に許可の取り消し及び再認可を行う予定としているところでございます。なお、地元の皆様には県及び施工業者が訪問の上、説明をさせていただきました。

また、本市といたしましても、各種開発案件について検討審議を行う組織の早急な立ち上げを指示をしたところでありまして、政策企画部及び建設部を中心として準備を進めているところでございます。

最後になりますが、暑さ寒さも彼岸までとはいえ、まだまだ日中暑い日が続いております。議

員の皆様にはご自愛の上、ますますのご活躍をお祈り申し上げますとともに、市政の進展そして地域の活性化に向けた取り組みに対しまして、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○深谷秀峰議長 今期定例会は、9月4日から本日まで21日間、議員各位には、本会議、各委員会を通し慎重にご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもって、平成26年第4回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時05分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員